

愛媛県私立学校審議会の審議結果

- 1 会議の名称 愛媛県私立学校審議会
- 2 開催日時 平成 23 年 3 月 14 日 (月)
午前 10 時 30 分から午前 11 時 30 分まで
- 3 開催場所 愛媛県議会議事堂環境保健福祉委員会室
- 4 出席者 委員 9 名 (欠席 3 名)、事務局 6 名
- 5 審議事項 (諮問事項)
 - (1) 聖カタリナ女子高等学校の総合学科の設置認可及び収容定員に係る学則変更認可
 - (2) 未来高等学校の通信教育を行う区域に係る学則変更認可
 - (3) 国際パティシエ・ブランジェ専門学校の目的変更認可
 - (4) 学校法人すみれ学園の寄附行為認可
 - (5) 四国医療技術専門学校の設置者変更認可

6 審議概要

- (1) 聖カタリナ女子高等学校の総合学科の設置認可及び収容定員に係る学則変更認可についての審議 (公開)

生徒の個性化多様化に応じ、普通教育と専門教育を合わせ行う総合学科を 2 4 年 4 月に新設、それに伴い商業科の定員を段階的に縮小するものである。(単位 : 人)

	現行定員	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度
総合学科		4 5 0	9 0 0	1, 3 5 0
商業科	1, 3 5 0	9 0 0	4 5 0	—

審議の結果、異議なく了承された。

- (2) 未来高等学校(広域通信制高校 学校法人河原学園：松山市)の通信教育を行う区域に係る学則変更認可についての審議 (公開)

通信教育を行う区域に山梨県を追加するものである。

区 分	現 行	変更 (H23.4) 後
通信教育を行う区域	1 都 1 道 2 府 3 6 県	<u>山梨県を区域に追加</u> 1 都 1 道 2 府 3 7 県

審議の結果、異議なく了承された。

- (3) 国際パティシエ・ブランジェ専門学校(学校法人河原学園：松山市)の目的変更認可についての審議 (公開)

国際パティシエ・ブランジェ専門学校の商業実務課程の新設に伴い目的変更を行うものである。(単位 : 人)

現行 (国際パティシエ・ブランジェ専門学校)				変更 (H24.4) 後 (河原パティシエ・医療・観光専門学校)			
課程	学科名	年限	定員	課程	学科名	年限	定員
衛生	パティシエ・ブランジェ科	1・2 年	1 2 0	衛生	パティシエ・ブランジェ科	2 年	1 2 0
				商業実務	ブライダル・ホテル科	2 年	8 0
					エアライン・観光科	2 年	8 0
					医療秘書科	2 年	8 0
			1 2 0				3 6 0

注) 愛媛電子ビジネス専門学校(河原学園)にも同様の商業実務課程があるが、同課程の平成24年度生の募集は停止

審議の結果、異議なく了承された。

(4) 学校法人すみれ学園(松山市)の設立に係る寄附行為認可についての審議(非公開)

学校法人すみれ学園(高知市)は、専修学校を高知市内に3校、高松市に1校、松山市に1校(四国医療技術専門学校)開設している。今回、四国医療技術専門学校の運営効率化等の観点から、松山市に新たに学校法人すみれ学園を設立(23年4月)し、その運営を現法人(高知市)から分離・移管するもの。

審議の結果、異議なく了承された。

(5) 四国医療技術専門学校の設置者変更認可についての審議(非公開)

四国医療技術専門学校(松山市)の設置者を、前記により松山市に設立する学校法人すみれ学園に変更するものである。

学校名	旧設置者	新設置者	変更時期
四国医療技術専門学校	学校法人すみれ学園 (高知市)	学校法人すみれ学園 (松山市)	23年4月

審議の結果、異議なく了承された。